第二百十三条の六第一項の表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
	指示する	指示に従い

第二百十三条の六第一項の表第二百六十三条の項を削る。

第二百十三条の七中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）」に改め、「第四十八条の二第二項（」の下に「同法」を加え、「第六十八条第一項第二号から第五号まで」を「第六十八条第一項第二号、第三号、第五号」に、「第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条」を「第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで」に改め、「同条第二項（」及び「第二百七十条の二（」の下に「同法」を加える。

第二百十四条第一項の表第八十条第四項前段において準用する第七十四条第五項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十四条の三中「、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書」を削る。

第二百十四条の四の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第四項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十六条第一項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	条例で
	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項
	当該選挙の公職の候補者の氏名
	賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名
	公職の候補者一人に対して
	第六十八条第一項第一号
	「公職の候補者の氏名」
	公職の候補者に対して〇の記号
	選挙管理委員会が
	広域連合の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
	地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項
	賛否
	が指示する賛否
	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
	同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号
	「賛否をともに」
	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも〇の記号を

第二百十三条の六第一項の表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
	指示する	指示に従い

第二百十三条の六第一項の表第二百六十三条の項を削る。

第二百十三条の七中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）」に改め、「第四十八条の二第二項（」の下に「同法」を加え、「第六十八条第一項第二号から第五号まで」を「第六十八条第一項第二号、第三号、第五号」に、「第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条」を「第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで」に改め、「同条第二項（」及び「第二百七十条の二（」の下に「同法」を加える。

第二百十四条第一項の表第八十条第四項前段において準用する第七十四条第五項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十四条の三中「、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書」を削る。

第二百十四条の四の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第四項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十六条第一項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	条例で
	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項
	当該選挙の公職の候補者の氏名
	賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名
	公職の候補者一人に対して
	第六十八条第一項第一号
	「公職の候補者の氏名」
	公職の候補者に対して〇の記号
	選挙管理委員会が
	広域連合の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
	地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項
	賛否
	が指示する賛否
	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
	同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号
	「賛否をともに」
	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも〇の記号を

十一条の十三八十七条の三代えて理事会は、理事会。

」を

」に改める。

第二百十四条の二の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

都道府県知事	広域連合の長（第二百九において準用する第二百第二項の規定により長に置く広域連合にあつて以下同じ。）

」を

」に改める。

第二百十四条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十四条の三中「、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書」を削る。

第二百十四条の四の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第四項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十六条第一項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	条例で
	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項
	当該選挙の公職の候補者の氏名
	賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名
	公職の候補者一人に対して
	第六十八条第一項第一号
	「公職の候補者の氏名」
	公職の候補者に対して〇の記号
	選挙管理委員会が
	広域連合の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
	地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項
	賛否
	が指示する賛否
	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
	同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号
	「賛否をともに」
	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも〇の記号を